

第九十四回国会 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和五十六年三月二十四日(火曜日)
午後零時四分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

片山 正英君

三月二十四日

辞任

松尾 官平君
丸谷 金保君

補欠選任

岩動 道行君

補欠選任

野呂田芳成君
吉田 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

鶴山 篤君

塩出 啓典君

委員

岩動 道行君

岩本 政光君

大河原太一郎君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

古賀雷四郎君

塚田十一郎君

野呂田芳成君

福岡日出磨君

藤井 孝男君

大木 正吾君

鈴木 和美君

吉田 正雄君

和田 静夫君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵大臣官房長
大蔵大臣官房審
議官

大蔵大臣官房審
議官

国税庁間税部長

事務局側

常任委員会専門
員

伊藤 保君

多田 省吾君
矢追 秀彦君
近藤 忠孝君
三治 重信君
野末 陳平君

渡辺美智雄君

山口 光秀君

矢澤富太郎君

小泉 忠之君

伊藤 保君

本日の会議に付した案件

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十三日、片山正英君が委員を辞任され、その補欠として岩動道行君が、また本日、丸谷金保君及び松尾官平君が委員を辞任され、その補欠として吉田正雄君及び野呂田芳成君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(中村太郎君) 酒税法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴山篤君 酒税法の改正、いよいよ最終の段階になったわけですが、いままでの審議を通じましてもう一遍確認をする意味もありますし、さらに

野党各派の意向も受けまして次の四つの点について改めて御質問申し上げますので、まとめてお答えをいただきたいと思うんです。

まず第一は、地酒の振興の問題ですが、委員会でも再三質疑がありましたように、小売販売免許を弾力的に運用することが必要ではないかというふうに考えるわけです。また本みりんの販売免許につきましても、この品物は主として家庭用調味料というふうなものであるに使用されている度合いが非常に強いので、同様な措置を検討すべきではないかというふうに考えます。

第二の問題は、これから採決が行われるわけですが、酒税法が改正になりますと、当然小売価格も改定になるわけです。その際当然予想されることとありますが、便乗値上げなどの不当な値上げにならないようにこの際厳正に指導すべきだというふうに考えます。

第三の問題は、これはもうすべての会派から提起をされたわけですが、清酒が民族文化を受け継ぐ伝統ある酒類であるということは当委員会の審議を通じて確認されたところであります。したがって、清酒製造業なかならず中小の製造業者につきましても、原料米価格の安定を含めて清酒製造業の振興のために実施可能なあらゆる方法をとるべきだと考えますけれども、その点について改めて伺いをします。

それから最後に、衆議院の審議を通して明らかになったことでもありますが、大蔵省は省内に懇談会を設けて酒税制度の検討を行うと、こういうことになっております。そこで、当委員会でも再三指摘をされているわけですが、酒税の研究につきましても部分的な検討ということではなくして、酒類の負担バランスあるいは級別制度、それから課税制度、小売販売制度、さらには原料問題や品質管理などの諸問題があるわけです。ぜひ消費

者を含めた幅広い意見や注文を聞いていただきまして、総合的な見地から検討を行って見直しを図るべきだと、こういうふうに考えます。

以上四点について最終的に大蔵大臣の見解をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。

地酒の振興の点でございますが、清酒等の中小企業対策の一環として大蔵省といたしまして重要であると考えております。現在でもたとえは、地酒頒布会に関する販売免許については積極的に対処いたしております。また観光地、温泉地等における地酒販売につきましても販売免許を弾力的に運用するなどの措置を講じているところであります。今後とも地酒の振興については御趣旨の線に沿って前向きに検討してまいりたいと考えています。また本みりんにつきましても、その調味料としての性格を有することに配慮いたしまして、今後その限定免許等について検討してまいる所存でございます。

次に便乗値上げでございますが、増税に伴います酒類業界においてはマージンについても配慮すべきだとする意見もありますが、金利等の直接的経費増につきましても、取引慣行価格とするための端数調整の形で消費者に負担をお願いすることもあるかと思われまします。その点は御理解をいただきたいと存じます。酒税の増税に伴う価格改定に際しましては、御指摘のようにいやしくも不当な値上げとならないよう十分に指導していきたいと考えております。

次に清酒の製造業の育成、振興の問題につきましては、大蔵省としても重要な課題であることは申すまでもありません。したがってかねてより清酒製造業対策といたしましては、食糧制度の枠内で酒造米に対して各種の助成を行っております。また中小企業近代化促進法及び清酒業安定法に基

つきまして、各種の事業を実施するとともに、酒税の税率の見直しに当たりましては、清酒一級、二級の改定幅を縮小するなどの各般の措置を講じておるところであります。清酒製造業の振興については日本酒センターの設置、需要開発に必要な調査研究など、大蔵省、国税庁としても今後ともできる限り積極的な施策を講じてまいりたいと考えております。

酒税制度の見直しにつきましては、現行酒税法は昭和三十一年に全面的な見直しが行われて以来、すでに二十五年近くが経過しております。そのため、当院の御審議においても種々の問題が指摘されているところでありまして、抜本的な見直しを行う時期にきていると思っております。そこで、本国会における御審議を踏まえまして近く適当な場を設けて、学識経験者、酒類業界、さらには消費者を含めて広く各界の意見を聴取いたしまして、長期的な観点から酒税法の抜本的な検討を行いたいと考えております。また検討項目を決めるに当たりましては、ただいまの御指摘も貴重な御意見として十分考慮いたしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○鈴木和美君 私、日本社会党を代表し、ただいま議題になりました酒税法の一部を改正する法律案に反対であることを表明し、その理由を申し述べたいと思います。

反対の第一の理由は、今回の改正案が大衆増税計画の一環に位置づけられていることである。来年度歳入見積りもりの税の自然増収は四兆五千億に上り、それに新規増税の一兆三千九百億円が加わると、実に五兆九千億にも及ぶ大増税が行われるのであります。

おり、この酒税の引き上げによる増税分二千八百三十億円で三兆円を超える負担が勤労大衆に課せられます。政府の増税とは弱い者により重い負担を求めるきわめて不公平な政策にほかならないのであります。このような勤労国民の生活破綻につながる安易な増税案を認めることはできません。

第二の反対理由は、この増税が国民の負担はもとより物価上昇に拍車をかけることにより、家計を圧迫し、経済運営の面でもマイナス要因となることである。酒税の増税分を全世帯数で配分すれば、一世帯平均七千七百八十円の負担となりますが、今回の一連の増税案が実施されれば間接税だけで一世帯二万二千円近い負担増加となるのであります。政府の家計調査報告によっても八〇年の勤労者世帯の収入は実質で〇・六％のマイナスと六年ぶりに実質減少に落ち込んでいるのであり、実収入から税金、社会保障費などの非消費支出を差し引いた可処分所得、言い換えれば手取り収入は一・四％のマイナスとなっているのであります。このように家計の状態が深刻化する一方で、物価の動向も樂觀できないのであり、酒税の引き上げが消費者物価に及ぼす影響を政府は〇・一六％と見ていますが、実際はそれを超えるのが公共料金の物価上昇に与える影響の特徴でもあります。したが、政府はこれを無視しているのではありません。家計の負担を高め、個人消費を抑えることは現在必要としている国内需要拡大による経済成長政策に逆行することとなります。国民生活にも経済運営にも配慮の足りない増税を認めるわけにはいかないのではありません。

反対の第三の理由は、酒税制度の改革を放置し、国民酒たる清酒の醸造業界に大きな打撃を及ぼすのが必至であるにもかかわらず、増税増だけを追求していることである。清酒の等級別制度の見直し、国際的に異常に高いビールの税率、酒類間税率のバランス、中小清酒業の振興、近代化対策など社会構造及び酒の生産、流通、消費の変化が著しく、それには応ずべく酒税のあり方も

根本的な改革を必要としているのであります。そのための取り組みをしないままに単なる税金を収める政策として酒を見ている姿勢は容認できないのであります。

最後に、財政再建は増税によって財政赤字を埋めればよいという単純な財政至上主義に立つべきではなく、社会的公平の実現を目標に徹底した不公平税制の是正を初め、福祉型税財政の確立を展望すべきことを強調しておきたいのであります。安易に大衆に負担を要求していく増税路線を政府は直ちに改めるよう要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○藤井裕久君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、酒税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表明いたしたいと存じます。

現在のわが国の財政は、昭和五十年以降毎年度特別公債を含む大量の公債発行に依存するといふきわめて異常な状態にあります。このような状態が今後とも継続することになれば、経済にインフレ要因を持ち込むおそれがあるばかりでなく、財政は硬直化し、社会経済情勢の変化に即応して弾力的に対応することがきわめて困難となることは明らかであります。経済の着実な発展と国民の生活の安定、向上を図るためには、現在のようないくつかの公債依存体質から早期に脱却して、その対応力を回復することが必要であり、これが財政に与えられた当面の緊急課題であると考えます。

このような財政事情に対処するため、政府が昭和五十六年度予算において、公債発行額を前年度当初予算額よりもさらに二兆円減額し、また、歳出面においても徹底した削減努力を行おうとしていることはきわめて適切な措置であります。同時に、その中で福祉、文教等の行政水準を維持するための財源を確保する必要から、現行税制の基本的枠組みの中で徹底した見直しを行い、相当規模の増収措置を講ずることとし、その一環として本法律案において酒税につき昭和五十六年度約二千八百三十億円の増収を図ろうとしていることはやむを得ないことと考えます。

酒類は特殊な嗜好品であり、従来から財政物資としてかなりの税負担を求めてきたところであり、酒税の税率が従量税率を原則としているため、価格が上昇すると税負担率が低下していくという関係にあります。現実には昭和五十三年の酒税改正時の負担率はその後の物価水準の上昇等によりかなり低下しておりますので、この際従量税率を原則として二四・二％程度引き上げ、前回の改正時前後の負担水準に戻すというのが本案の基本的な考え方であり、この考え方は酒税の性質から見て妥当なものと考えられます。

また特に、清酒一級、二級及びしょうちゅう等につきましては、消費及び生産の態様等に配慮してその税率の引き上げ幅を極力圧縮しているのがあります。これらの酒類がどちらかというと大衆の飲み物となっていることや、これらの生産の多くは中小零細な清酒製造業者により行われていること等から考えましても、適切な措置と認められるのであります。

最後に、今後とも清酒製造業に対する配慮が必要なこと、及び今回の増税に伴い流通段階で生ずる金利負担の増加等を価格に転嫁できるよう配慮する必要があることを指摘し、政府の適切な指導を要望して私の賛成討論を終わります。(拍手)

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

まず反対する第一の理由は、政府の行っている財政再建の方法が、社会的に不公平な是正や行政改革によるのではなく、本法案の酒税の引き上げのように一方的に国民に負担増を押しつけるものであるからであります。

たとえば、政府の昭和五十六年度予算案及び税制改正案を見ても、所得税減税の見送りによるいわゆる見えざる増税二兆七千六百九十億と酒税の二千八百三十億円だけでも三兆円を超える大衆増税になっております。

それに比べ、国民の強い要望でありました歳出削減につきましては、昭和五十六年度予算におい

て行財政改革や補助金の整理合理化に何ら見るべき成果がないというのが実情ではないでしょうか。

このように財政再建の名のもとに行われる安易な大衆増税路線の一端としての酒税の引き上げには反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第二は、酒税の引き上げが国民生活を圧迫することともより、わが国の経済成長や財政再建にとっても、マイナス要因となりかねないことでもあります。

それは実質的賃金の低下により、個人消費の低迷を招いている現状において、この酒税等の引き上げは国民生活の負担増にとどまらず、国民消費の伸びを抑え、経済成長の不振を招くおそれ十分に考えられるからであります。

反対理由の第三は、日本民族の伝統酒である清酒に対して特別の配慮がなされていないからであります。

清酒業界は、原料を外国に依存するビール、ウイスキー業界に比べて、原料米が国際的にも高い国内産米を使用するためハンディを背負っており、米の消費拡大に貢献し、そのために高い国産米を使用している清酒業界に特別の配慮がなされるべきであります。そのような配慮の少ない本法案には賛成できません。

反対理由の第四は、家庭用調味料である本みりんにまで増税が行われることは、酒税本来の趣旨に反した課税であるからであります。本みりんはしょうちゅうとまでて飲用にされる可能性のあることを理由に家庭用調味料にまで課税されておりますが、これは課税の行き過ぎであり、賛成できません。

以上要約して反対理由を四点申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております酒税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、今回の増税が財政再建の名のもとに一兆三千九百六十億円もの大増税の一

環となされることでもあります。財政再建はこれまでの高度成長型の歳入歳入構造を全面的に見直す方向でこそ行われるべきであり、従来の財政構造を温存したまま、しかも単独の方向を一層推し進めながら、他方その負担を国民大衆に押しつけるなど全く国民の願いに逆行しているのではありません。

特に酒税については、所得階層十分位別の負担状況から見ますと、低所得者層は高所得者層の約二倍の負担率となっており、このような著しい逆進性を持つ間接税の増強は、庶民の家計負担をますます圧迫することは必至であります。

第二に、消費者への転嫁と端数処理の問題についてであります。

今回の増税により消費者は増税分を負担するだけでなく、総計数千億円にも上ると見られる端数についても、切り上げ計算で消費者の負担とされることが業界で合意されているということでもあります。

もちろん、たび重なる増税と値上げで経営の危機に直面している中小の小売、卸売業者などに適正なマージンを保障することは当然であります。しかしそれは市場支配力、経済力のあるビール、ウイスキーのメーカーにこそ負担させるべきであり、これをすべて消費者に転嫁することなどのもつてのほかであります。現に清酒に比べビール、ウイスキーの流通マージン率が低いのは、これらのメーカーの市場支配力の強さを物語っているものにほかなりません。

最後に、清酒醸造業界に与える深刻な影響についてであります。

清酒は洋酒などの大メーカーの宣伝力に押され、消費の減退を余儀なくされていますが、今回の増税はさらにそれに追い打ちをかけることは目に見えております。清酒は民族の酒、日本の味であり、古くから日本国民が育ててきたものであり、特に他方の地酒などは厳しい条件の中で芳醇で香り高い酒が数多く生産されているのであります。

このような清酒メーカーに対する原料米の手当てなど手厚い援助措置の必要性を強調し、私の反対討論を終わります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

酒税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(山田篤君) 私は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読をいたします。

酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項につき留意すべきである。

一、酒税制度については、酒類間の負担バランス、級別制度、課税制度、原料問題など、諸問題について幅広く意見を聴取し、総合的に地から検討を行い、見直しを図ること。

一、清酒が民族文化をうけつぐ伝統ある酒類であることとに鑑み、清酒製造業、特に中小製造業については、原料米価格の安定を含め、清酒製造業振興のための育成指導に十分配慮し、さらに所要の措置を講ずること。

一、酒税法改正に伴う小売価格の改定については、不当な値上げとならないよう厳正に指導すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よって、山田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮いたしたいと存じます。

○委員長(中村太郎君) なお、審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第一一〇〇号)

一、新一般消費税新設反対等に関する請願(第一一〇四号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第一二四七号)

一、新一般消費税新設反対等に関する請願(第一一五一号)(第一一七〇号)

一、大型消費税導入反対に関する請願(第一一九二号)

一、大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願(第一一九三号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第一二〇三号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する

する請願(第一二四号)

第一一〇号 昭和五十六年三月九日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋二ノ一四

ノ九世田谷区商店連合会内 佐藤

春治

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一一〇四号 昭和五十六年三月九日受理

新一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 東京都町田市旭町一ノ一三ノ一五

川上富治外三十九名

紹介議員 志吉 裕君

一、幅広く消費を象とする間接税は、国民生活と中小業者の営業に深刻な影響を与えるから新設しないこと。

二、大企業、大資産家を不当に優遇する不公平税制を正すとともに、国民生活に不要不急な軍事費などの支出を削減してその財源を、所得税、住民税の減税及び福祉、教育の充実に回すこと。

理由

政府税制調査会は昭和五十五年十一月七日に行つた中期税制の答申において、財政再建のためには大増税をしなければならないことを強調するとともに、その達成のためには現行税制のみでは不可能であり、したがって、幅広く消費を象とする間接税すなわち、新一般消費税の創設が必要であることを併せ強調している。これを受けて政府は昭和五十七年度実施を目指して準備を進めている。昭和五十二年以来の所得税課税最低限のすえ置きは、公共料金の大幅引上げとともに、国民大衆の生活と営業を極度に圧迫しているが、新一般消費税は、それを更に促進することは明らかである。これは、国民の強い反対にたえて国会が昭和五十四年十二月に行つた、一般消費税によらない財政再建という決議に反することになる。財政

再建は、大企業、大資産家の利益に偏る現行不公平税制と財政支出の是正及び軍事費など不要不急な支出の削減などによつて可能である。

第一一四七号 昭和五十六年三月九日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市伝馬町二ノ八協同組合宇都宮専門会内 宮本賢吉

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一一五十一号 昭和五十六年三月九日受理

新一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 東京都町田市本曾町一、五三〇

本田一男外四十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一一七〇号 昭和五十六年三月十日受理

新一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 東京都町田市森野一ノ三ノ一

向畑富男外二十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一一九二号 昭和五十六年三月十日受理

大型消費税導入反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市上木崎三ノ三ノ四一

埼玉中小企業家同友会内 伊藤信

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一一九三号 昭和五十六年三月十日受理

大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市北口一ノ一ノ五全日通労働組合山梨県支部内 小林徳雄外十一名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第一二〇三号 昭和五十六年三月十日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台二ノ九

全国青色申告会総連合内 林慶之助外七名

紹介議員 下条進一郎君 福岡日出磨君

高藤栄三郎君 塚田十一郎君

戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第一二四十一号 昭和五十六年三月十一日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 横浜市南区六ツ川二ノ一四ノ一二

新田輝一外五名

紹介議員 前島英三郎君

一、身体障害者が自分の「足」として使用する自動車は消費するガソリンの揮発油税・地方道路税と自動車重量税を免除すること。

二、所得税の障害者控除の額を大幅に引き上げる。

こと。

三、ディーゼル式身体障害者用自動車に課税される物品税の非課税となる範囲を拡大すること。

理由

揮発油税・地方道路税の課税対象となるガソリンを使用する自動車は、電車・バス等の公共交通機関を使用できる者が営利やレクリエーション目的で使用する自動車であり、肢体不自由等の障害者が使用する自動車は、公共交通機関の使命を代行するものであるから、この自動車の運用維持に必要なガソリン等購入費用は、補助されるべきものであつても課税されるべきものでない。我々有識者として、五ノ六種類の多種の身体機能障害者を併せ持つており、これら障害のそれぞれについてその機能を補完するため物心両面にわたる努力を払わねばならない。特に社会生活上の「足」である身

障者用自動車の購入・維持にばく大な費用を必要としている。また、二年程前から多くの自動車メーカーがディーゼルエンジン式乗用車を開発、商品化し、安価な軽油を使用するため使用者から喜ばれている。我々肢体不自由障害者等もこのディーゼル式自動車を障害者用に改造して使用したいと多くの者が希望しているが、ディーゼルエンジンの機構上、五ナンバーであつてもそのエンジン容積数は二千CCを上回つており、現行制度ではこの自動車を購入使用した場合、自動車に課税される物品税は免除されないで、自動車購入・維持費軽減のため、ディーゼル式乗用自動車の物品税免除対象を拡大するよう望む次第である。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。
二十六 雑損失の金額 第七十二条第一項(雑損失控除)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

第二条第一項第三十号中「第二十二条」の下に「(課税標準)」を加え、同項第三十一号の次に次の一号を加える。
三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明かでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が三百

万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第二条第一項第三十三号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加える。

第四十二条第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして固定資産の交付を受けた」を「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

第四十二条第五項中「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして提供を受けた」を「その取得した同項各号に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条第一項中「除く」の合計額がその居住者のその年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額をこえるときは、そのこえる部分を除く。以下この項において「損失の金額」というのは、合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、そのこえる部分に改め、同項に次の各号を加える。

一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。）その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

二 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合、その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額

を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額

三 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合、五万円と第一号に掲げる金額とのいずれか低い金額

第八十一条の見出しを「（寡婦（寡夫）控除）」に改め、同条第一項中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第二項中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第八十五条第一項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二十一条第一項第三十一号イ」の下に「又は第三十一号ロ」を加える。

第八十七条第一項中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百四十一条第一項、第一百七十一条及び第一百四十二条第四項中「五万円」を「十万円」に改める。

第二百二十条第三項中「添付し」を「添付し」に改め、同項第一号中「申告書」の下に「雑損控除」を加える。

第二百二十一条第一項第二号ロ中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第二百三十二条第一項中「担保を提供させ」を削り、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前

に次の一項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納に係る所得税につき、その額が五万円以下で、かつ、その延納の期間が三年以下である場合は、この限りでない。

第三百三十五条第一項第二号中「第三百三十二条第三項」を「第三百三十二条第四項」に改める。

第三百八十七条中「寡婦」の下に「寡夫」を加える。

第九十条第二号ハ中「寡婦又は」を「寡婦、寡夫又は」に、「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第九十四条第一項第二号中「寡婦」の下に「寡夫」を加える。

第九十五条第一項中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第二百二十五条第一項各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改め、「証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの」の下に、並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものを加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「掲げる国内源泉所得」の下に「又は前号に規定する償還金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 居住者又は内国法人に対し国内において第二百二十四条第四項に規定する償還金の支払をする者

別表第四の備考（4）、別表第五の備考（4）、別表第六の備考（4）及び別表第七の備考（4）中「源泉」の次に「源泉」を加える。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二百二十五条第一項の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（雑損失の繰越控除に関する経過措置）
第三条 新法第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）（新法第六十五条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）において適用する場合を含む。）の規定は、昭和五十六年以後の各

年において生じた新法第二十一条第二十六号（定義）に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二十一条第二十六号に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）
第四条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払うべき新法第八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第九十条（年末調整）の規定及び新法別表第七は、昭和五十六年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第一項及び第九十五条第一項（給与所得者の扶養控除等申告書等）の規定は、施行日以後に提出する新法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）
第五条 施行日前に昭和五十六年分の所得税につき旧法第二百七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六条（非居住者に對する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項

につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日まで、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができ

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)新法第六十八條(非居住者に対する還付)において準用する場合を含む。の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項(充当)の規定による充当をする日(同日前にその充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(償還金等の支払調書に関する経過措置)
第六條 新法第二二十五條第一項第七号及び第八号(支払調書の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第二二十四條第四項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する割引債の償還金(買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価)について適用する。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)
第七條 所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

3 附則第五条に次の一項を加える。
昭和五十八年一月一日前にあつては、新法第十一條の二及び第十一條の三の規定中「第九條の二第一項」とあるのは「所得税法の一部

を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)による改正後の第九條の二第一項」と、「第十條第一項」とあるのは「同法による改正後の第十條第一項」とする。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして固定資産の交付を受けた」を「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

第六十六條第一項中「百分の四十」を「百分の四十二」に改め、同條第二項中「七百万円」を「八百万円」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に改め、同條第三項中「百分の二十三」を「百分の二十五」に改め、同條第四項中「七百万円」を「八百万円」に改める。

第九十九條第一項中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改め、同條第二項中「百分の二十一」を「百分の二十三」に改める。

第二百二條第一項第三号中「百分の四十」を「百分の四十二」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」に改める。

第二百五條第一項中「百分の三十五」を「百分の三十七」に改め、同條第二項中「百分の二十一」を「百分の二十三」に改める。

第四百十三條第一項中「百分の四十」を「百分の四十二」に改め、同條第二項中「七百万円」を「八百万円」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に改め、同條第三項中「百分の二十三」を「百分の二十五」に改め、同條第四項中「七百万円」を「八百万円」に改める。
別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保

険組合連合会の項並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の項を削る。

別表第二第一号の表中勤労者財産形成基金の項の次に次のように加える。

健康保険組合

健康保険法(大正十一年法律第七十号)

健康保険組合連合会

別表第二第一号の表中中国鉄共済組合の項の次に次のように加える。

国民健康保険組合

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

国民健康保険団体連合会

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。第四十二條(国庫補助金等取得した固定資産等の庄縮額の損金算入)、第六十六條(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第九十九條(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)、第二百二條(清算中の所得に係る手納申告)、第二百五條(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)及び第四百十三條(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定は、法人(新法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が施行日前から引き続き新法第二條第十三号に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定を適用する。

くは国民健康保険団体連合会が施行日前から引き続き新法第二條第十三号に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定を適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 特別税額控除(第十條・第十條第一款の二 減価償却の特例(第十一條・第十一條第一款)を「第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十條・第十一條)に、「農業所得の免税」を「農業所得の特例」に、「第三十七條の五」を「第三十七條の六」に、「第三十七條の六」を「第三十七條の七」に、「第一節の二 特別税額控除(第四十二條の三・第四十二條の四)を「第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例」(第四十二條の三・第四十二條の四)に、「第五十七條の五」を「第五十七條の六」に、「第六十五條の九」を「第六十五條の十」に改める。
第七條の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第二章第二節第一款の款名を次のように改め

る。

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例

第十条の二を次のように改める。

(省エネルギー設備等)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例

第十条の二 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「省エネルギー設備等」という。)を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除く)とし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に掲げる個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等(次条から第十三条の二まで又は第十五条から第十六条の二までの規定の適用を受けるものを除く)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費

として計算した金額とする。ただし、当該省エネルギー設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

四 第十二条の二第一項に規定する中小企業者に該当する個人 同項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定により当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該省エネルギー設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入する金額と同項の規定により必要経費に算入する金額とそ

の満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ。

3 青色申告書を提出する個人で第一項各号に掲げるものが、同項に規定する期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない省エネルギー設備等(以下この条において「省エネルギー設備等」という。)を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該省エネルギー設備等につき同項の規定の適用を受ける所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した省エネルギー設備等(次条から第十三条の二まで又は第十五条から第十六条の二までの規定の適用を受けるものを除く)の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この条において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した省エネルギー設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金

額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、省エネルギー設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

8 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の二第三項及び第四項(省エネルギー設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

十五條第二項（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）とする。

8 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・九を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分の四十二」に改める。

第二十八條の四第四項第一号中「第二條第一項第二十六号及び第三十号」を「第二條第一項第三十号」に、「同項第二十六号又は第三十号」を「同項第三十号」に改める。

第三十九條の四第二項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

第三十條の二第二項中「昭和四十二年六月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に」を「昭和五十六年から昭和五十八年までの各年において」に、「第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該當する森林の施業に關する計画」を「第十條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九條の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第五項において同じ。）の認定を受けた同法第十一條第一項又は第十八條第一項に規定する森林施業計画（同法第十六條の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に改め、同条に次の四項を加える。

5 第一項に規定する森林施業計画につき森林法第十六條の規定による認定の取消しがあつた場合における同項の規定の適用については、当該

森林施業計画に係る同項に規定する都道府県知事の認定を受けなかつたものとみなす。この場合において、当該認定の取消しがあつた日の属する年の前年以前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けた個人は、当該認定の取消しがあつた日から四月以内に、当該各年分（この項前段の規定により第一項の規定の適用を受けないこととなる年分に限る。）の所得税に對する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該當することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期」とあるのは「租税特別措置法第三十條の二第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第十号中に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

8 第五項に規定する森林施業計画の認定の取消

しがあつた場合における税務署長への通知に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十一條第三項第一号中「第二條第一項第二十六号及び第三十号」を「第二條第一項第三十号」に、「同項第二十六号又は第三十号」を「同項第三十号」に改める。

第三十三條第一項中「第三十七條の三」を「第三十七條の六」に改め、同条第三項第一号中「第三十七條の五」を「第三十七條の六」に改める。

第三十三條の三第三項中「及び第三十七條の三」を「第三十七條の三及び第三十七條の六」に改める。

第三十三條の六第一項中「第三十七條の三」の下に「及び第三十七條の六」を加え、同項第二号中「こゝろ」を「超える」に改め、同項第三号中「こゝろ」を「超える」に改める。

第三十四條の三第二項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

「農業振興地域の整備に關する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七條第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合」

第三十七條第一項の表の第十三号下欄中「生立するもの」の下に「第三十四條の三第三項第二号に規定する農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三十七條の六第二項中「第三十七條の六第一項第一号」を「第三十七條の七第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七條の七とする。

第二章第四節第八款中第三十七條の五の次に次の一条を加える。
（農住組合の行ふ交換分合により土地等を取得

した場合の課税の特例）
第三十七條の六（農住組合の組合員である個人（政令で定める者を含む。）が、その有する土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二條第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該當するものを除く。以下この条において「土地等」という。）につき農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七條第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合（同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九條第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。）において、当該交換分合により土地等の譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三條、第三十三條の四、第三十四條から第三十五條まで、第三十七條、第三十七條の四又は前條の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき（土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）は、当該交換分合により譲渡した土地等（当該交換分合により土地等とともに当該清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に對する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の交換分合計画の写しとして大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があるとき、当該

載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が同項の交換分合により取得した土地等（以下次項までに「交換取得資産」という。）につきその取得した日以後譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。）相続、遺贈又は贈与があつた場合において、当該交換取得資産に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該交換分合により譲渡した土地等（以下この項において「交換譲渡資産」という。）の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得価額とする。

一 交換譲渡資産の取得価額等（当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資産とともに第一項に規定する清算金を取得した場合においては当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）

二 交換譲渡資産とともに第一項に規定する清算金を支出して交換取得資産を取得した場合においては、当該清算金の額

三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合においては、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第四十一条の三第三号中「貸付け又はこれらの貸付け及び」を「貸付けを受け、又はこれらの貸付けとともに」に改める。

第四十一条の八第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項及び第五項第一号中

「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、「相当する所得税の下に」の語（第四号において「出資部分に係る所得税の額」という。）を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該農地等の出資の日の属する年分の所得税法第二百条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から起算して出資部分に係る所得税の額を五万円で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを」とする。）に相当する年数を経過することとなる場合、その年数を経過することとなる日の翌日から二月を経過する日

第四十一条の十第一項中「担保を提供させ」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前項第二号」を「同項第二号」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納に係る所得税の額が五十万円以下である場合は、この限りでない。

第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「必要がある」と認めるときは「を削り、」と改める。以下、同項に次のただし書を加える。

ただし、納期延長分の所得税の額が五十万円以下である場合その他税務署長がその担保の提供を要しないと認めるときは、この限りでない。

（割引債の償還差益に対する課税の特例）

第四十一条の十二 非居住者が、所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して所得税を課する。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき償還差益でその者の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 内国法人又は外国法人は、所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の四十二（同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の三十五）の税率を適用して所得税を課する。

3 所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行される割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取引する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の四十二（同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行される割引債については、百分の三十五）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者）が当該割引債に係る償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。

5 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限前に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還（買入消却を含む）を受ける者に対し、同項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額のうち当該割引債の券面金額から償還金額又は買入金額を控除した額に対応する部分の金額として政令で定める金額を還付する。

6 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が次の各号に掲げる者に対し、償還差益の支払（第三号に掲げる公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を還付する。

一 当該割引債をその発行の際に取得した個人又は内国法人若しくは外国法人（第三号に掲げる法人及び公益信託の受託者を除く。）で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者 当該割引債につき第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額（前項の規定により還付を受ける金額を除く。）以下この項において「みなし源泉所得税額」という。）のうち当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える部分の金額として政令で定める金額

二 当該割引債をその発行された後に取得した非居住者又は外国法人（次号に掲げる法人に

該当する外国法人を除く。で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者、当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうちその者がその保管の委託をし又は登録を受けていた期間に対応する部分の金額が当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える場合のその超える部分の金額として政令で定める金額

三 所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者、当該割引債に係るみなし源泉所得税額のうち当該割引債の所有期間に対応する部分の金額として政令で定める金額

7 前二項の規定の適用がある場合において、第四項に規定する取得者が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者であるときは、これらの者に対する所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第九十六条第一号中「不動産所得」とあるのは「不動産所得並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の十二第四項（割引債の償還差益に対する課税の特例）に規定する償還差益に係る雑所得」と、同条第二号中「不動産所得の金額」とあるのは「不動産所得の金額並びに前号に規定する償還差益に係る雑所得の金額」とする。

二 所得税法第四十四条第一項第二号並びに第二百二十五条第一項第五号及び第九号に規定する源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額は、第四項の規定により償還差益に対する所得税として徴収されたものとみなされた所得税の額については、当該みなされた所得税の額のうちその者が当該割引債を所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める額とする。

8 第四項から第六項までの規定の適用がある場合において、第四項に規定する取得者が内国法人又は外国法人であるときは、これらの者に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第九條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の十二第二項（割引債の償還差益に対する課税の特例）に規定する償還差益」と、同法第六十三條第四号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十一条の十二第二項（割引債の償還差益に対する課税の特例）に規定する償還差益」とする。

9 この条において、「割引債」とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものをいい、「償還差益」とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

10 第三項から第八項までに定めるもののほか、償還差益に係る雑所得の金額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二條第一項中「以下次条第四項を」次条第四項に、「以下次条第一項を」次条第一項に、「百分の三十を」百分の三十二に、「七百万円を」八百万円に、「百分の二十二を」百分の二十四に、「百分の十九を」百分の二十一に改め、同条第二項中「七百万円を」八百万円に改め、同条第三章第一節の二の節名を次のように改める。

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例

第四十二條の三第一項中「及び次条を」並びに次条第二項及び第三項に改める。

第四十二條の四を次のように改める。

（省エネルギー設備等）取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
第四十二條の四 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの期間内に

その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この条において「省エネルギー設備等」という。）を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除く。）ものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に掲げる法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該省エネルギー設備等（次条、第四十五條から第四十六條まで、第四十八條、第四十九條、第五十一條若しくは第五十一條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の三第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等の普通償却限度額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該省エネルギー設備等の取得価額（第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基礎取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の減価償却資産

の事業の用に供する法人、当該機械その他の減価償却資産
二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人、当該機械その他の減価償却資産
四 第四十五條の二第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等、同項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 青色申告書を提出する法人で前項各号に掲げるものが、同項に規定する期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない省エネルギー設備等を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該省エネルギー設備等につき同項又は同項に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び前条並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供した省エネルギー設備等（次条、第四十五

日」を昭和五十八年三月三十一日に改める。

第五十条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「第五十条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第十一項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣）の認定を受けた同法第十一項又は第十八条第一項に規定する森林施業計画（同法第十六条の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項中「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第五十二条の二第二項及び第二項中「第四十三条」を「第四十二条の四第二項、第四十三条」に改め、同条第三項中「第四十三条」を「第四十二条の四第一項、第四十三条」に、「同項の」を「第一項の」に改める。

第五十二条の三第一項中「第四十三条」を「第四十二条の四第一項、第四十三条」に改める。

第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十八年三月三十一日に改める。

第五十六条の五第一項中「昭和三十九年法律第百七十号」を削る。

第五十六条の七第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十八年三月三十一日に改め、同項第一号中「森林法第五十条第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第五十条第一項に規定する森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第五項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同項第三号中「取りくずした」を「取り崩した」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を昭和五十八年三月三十一日に改める。
第五十六条の九第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、

同項の表の第一号中「汎用プログラム」を「汎用プログラム」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第五十七条の三第一項中「次条第二項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第三章第二節中第五十七条の五を第五十七条の六とし、第五十七条の四第一項中「前条第三項」を「第五十七条の三第三項」に改め、同条を第五十七条の五とし、同条の前に次の二条を加える。
第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二

条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営むものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、船舶戦争保険（船舶を主たる保険の目的とし、主として戦争その他の変乱によつて生ずる損害をてん補する保険で大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の保険料（以下この条において「船舶戦争保険料」という。）の高騰により増加する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下

の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が、特定海外水域（その水域を航行する船舶に対して適用される船舶戦争保険の保険料率が著しく上昇している海外の水域として政令で定める水域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶につき、当該事業年度開始の前三年以内に開始した各事業年度（以下この条において「基準年度」という。）において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額と

して政令で定める金額の合計額に当該事業年度の月数乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の二倍に相当する金額（次項において「基準船舶戦争保険料支出額」という。）

二 当該法人が、特定海外水域を航行する船舶につき、当該事業年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額（次項において「当期船舶戦争保険料支出額」という。）

前項の異常危険準備金を積み立てている法人の当期船舶戦争保険料支出額が基準船舶戦争保険料支出額を超えるときは、その超えることとなつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（同日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合に

おいては、当該異常危険準備金の金額をその積立をした事業年度別に区分した各金額のうちその積立をした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前二年以内に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以内に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項の異常危険準備金を積み立てている法人の当期船舶戦争保険料支出額が基準船舶戦争保険料支出額を超えるときは、その超えることとなつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（同日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合に

おいては、当該異常危険準備金の金額をその積立をした事業年度別に区分した各金額のうちその積立をした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前二年以内に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以内に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 第一項に規定する船舶運航事業又は船舶貸渡業を廃止した場合 当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において船舶戦争保険料に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該船舶戦争保険料に係る異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における異常危険準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該異常危険準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

6 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第

一項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人が当該法人に係る基準年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額の計算その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

8 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項前段中「第六項とあるのは、第五十七條の四第二項」と読み替へるものとする。

第六十一條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「百分の九十に相当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額）」を「次掲各号に掲げる金額」に改め、同項第二号中「基準交際費額の百分の百五に相当する金額」を「基準交際費額」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額と同額である場合 当該限度超過額の百分の九十に相当する金額

第六十三條第四項中「第六十四條から」を「次条から」に、「第六十五條の九」を「第六十五條の十」に改め、同条第六項第二号中「及び次条」を「並びに次条第二項及び第三項」に、「次条及び」を「次条第二項及び第三項並びに」に、「同条第一項中「及び前条」を「同条第二項中「及び前条」に改める。

第六十五條の五第一項中「農業振興地域」を「農業振興地域」に改め、「あつせんにより譲渡した場合」の下に、「同法第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法

第七條第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合」を加える。

第六十五條の七第一項の表の第十三号下欄中「生立するもの」の下に、「第六十五條の五第一項に規定する農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三章第六節第四款中第六十五條の九の次に次の一条を加える。

（農住組合の行う交換分合により土地等を取付た場合の課税の特例）

第六十五條の十 農住組合の組合員である法人（政令で定める法人を含む。）が、その有する土地又は土地の上に存する権利（法人税法第二條第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）につき農住組合法第七條第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合（同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九條第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。）において、当該交換分合により土地等の譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、第六十四條、第六十四條の二、第六十五條の七から第六十五條の五まで又は第六十五條の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき（土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第四項の規定による清算金（次項において「清算金」という。）の取得をした場合を含む。）は、当該交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡した土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額

を控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 交換取得資産とともに清算金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 交換譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出した場合 帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十五條の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

第六十六條の十一中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十七條の二第二項中「みだす」を「満たす」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」に改める。

第六十七條の三第一項を次のように改める。

農地法第二條第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二條の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。

以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 家畜取引法第二條第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行つた売却 当該農業生産法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行つた売却 当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満の政令で定める肉用牛

第六十七條の三第四項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前三項に定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法その他第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六十七條の三第三項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「肉用牛の売却が同項の市場において行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して」を「当該免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により」に改め、「売却価額」の下に「その他大蔵省令で定める事項」を加え、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する牛肉肉とは、農業災害補償法第百十一條第一項に規定する肉用牛（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む。）をいう。

第七十條の七第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「当該計画」を「当該森林施業計画」に改め、同条第四項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「添付」を「添付」に改める。

第七十二條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の

二を「千分の三」に改め、同条第二項を削る。

第七十三条の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に改め、同条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「所有権の下に「保存又は」を加え、「千分の二」を「千分の三」に改め、同条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「所有権の下に「保存又は」を加え、「千分の二」を「千分の三」に改め、第十五条第二項に規定する国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員を「第十五条第二項後段に規定する公務員等」と同項第一号に掲げる者に該当するものに、「同条第三項に規定する」を「同法第十二条に定める」に改める。

第七十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「住宅用の家屋（その譲渡をする者がその住宅の用に供していたことがあるもので政令で定めるものに限る。以下この条において「既存住宅」という。）で、当該個人がその住宅の用に供したものを、次に掲げる家屋のうち当該個人がその住宅の用に供したもので政令で定めるもの（次項において「既存住宅」という。）に、「千分の三」を「千分の二」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人に譲渡した者がその住宅の用に供していたことがあるもの

二 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人（第七十三条第二項第一号に掲げる勤労者に該当するものに限る。）に係る同号に規定する事業主又は事業主団体（当該家屋の取得につき同号に規定する資金の貸付けを受けたものに限る。）に譲渡した者がその住宅の用に供していたことがあるもの

第七十四条の二第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の二」に改める。

第七十四条の三中「千分の二」を「千分の三」に改める。

第七十五条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の四を次のように改める。

（農用地区域内の農地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の四 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該各号に掲げる日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより、同法第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画（政令で定めるものに限る。）において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合 当該勧告、調停又はあつせんがあつた日

二 農用地利用増進第二条第二項第一号に規定する利用増進等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二

項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合 当該利用増進等促進事業に係る農用地利用増進計画の公告の日

第七十七条の六の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「貸し付けた場合には、これらの」を「貸付けをした場合には、その」に、「登記については」を「登記に係る登録免許税の税率は」に、「これらの貸付けの日」を「当該農林漁業者に対する貸付けの日」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改め、同条を第七十七条の七とし、第七十七条の五を第七十七

（交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の五 農業を営む者が、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域（政令で定めるものに限る。）内において、同法第十三条の二第一項の規定による交換分合（同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合における交換分合で、同法第八条第一項の規定により当該農業振興地域整備計画が定められた日から十二年以内にかつたものに限る。）により、同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

2 農住組合の組合員が、農住組合法の施行の日の翌日から昭和五十八年三月三十一日までの間に、当該農住組合の地区内において、同法第七条第二項第三号の規定による交換分合（政令で定めるものに限る。）により土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第九条第一項に規定する交換分合計画の同法第九十九条第一項に規定する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けたもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

第七十八条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十八条の三第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第八十条を次のように改める。

（日本国有鉄道の特定地方交通線に係る土地等取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

第八十条 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律第百十一号）第八条第六項に規定する特定地方交通線（以下この条において「特定地方交通線」という。）を廃止する場合に必要となる同法第八条第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下この条において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）若しくは同法第十二条第一項に規定する地方鉄道業（以下この条において「地方鉄道業」という。）を営もうとする者が、昭和五十六年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの期間内にされた日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十五条第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二条第二項の規定による認可に基づき、当該特定地方交通線に係る土地若しくは建物の所有権、地上権

若しくは賃借権の取得をした場合又は当該期間内に同法第九条第一項に規定する協議が調い、若しくは同法第十条第四項に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業若しくは地方鉄道業を営もうとする株式会社が設立される場合には、当該土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の保存、移転若しくは設定の登記又は当該株式会社の設立の登記については、大蔵省令で定めるところにより、当該許可若しくは認可がされた日又は日本国有鉄道法第五十三条の規定による当該特定地方交通線の廃止の許可の申請がされた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十一条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第八十八条の三中「別表第二種第七号に掲げる自動車類のうち、同表の税率欄に掲げる税率で百分の二十をこえるものの適用を受けるべき物品に該当するもの」を「別表第二種第七号に掲げる物品に、「定め」を「規定」に、「百分の二十とする」を「百分の二十二・五とする」に改める。

第八十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第三十七條の五を「第三十七條の六」に改める部分、「第三十七條の六」を「第三十七條の七」に改める部分及び「第六十五條の九を「第六十五條の十」に改める部分に限る。）、第三十三條、第三十三條の三

第三項、第三十三條の六第一項及び第三十七條の六第二項の改正規定、同条を第三十七條の七とする改正規定、第三十七條の五の次に一條を加える改正規定、第六十三條第四項の改正規定、第六十五條の九の次に一條を加える改正規定並びに第七十七條の六の次に一條を加える改正規定（第七十七條の五第二項に係る部分に限る。）、農任組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行の日
二 第四十一条の十二の改正規定並びに附則第七條、第二十條及び第二十一條の規定 昭和五十九年一月一日
三 第四十八條第一項の改正規定（百分の四十を改める部分及び「昭和五十六年三月三十一日」を改める部分を除く。）、石油備蓄法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号）の施行の日
四 第八十八條の三の改正規定 昭和五十六年五月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。）
（産業転換設備等取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。第十條の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。）をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「控除される金額がある場合」には、当該金額」とあるのは、控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭

和五十六年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第十條の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十條の二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

二項において準用する場合を含む。）中「第十六條まで」とあるのは「第十六條及び昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」とする。
（個人の減価償却に関する経過措置）
第四条 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項（新法第三十七條の五

得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

(昭和五十六年分の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第五条 旧法第二十五条第一項に規定する個人が、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において売却し、又はその飼育した同項に規定する乳用雄牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合におけるその売却により生じた事業所得に係る同年分の所得税については、当該個人は、同条の規定の例によることができ、ただし、同年分の所得税につき新法第二十五条の規定の適用を受ける場合については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受ける個人は、確定申告書にその旨を記載しなければならない。

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置)

第六条 新法第四十一条の九第一項の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十五年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の九第一項の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十の規定は、施行日以後に同条第一項の規定による延納の許可をする所得税について適用し、施行日前に旧法第四十一条の十第一項の規定による延納の許可をした所得税については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十一の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同条第一項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五

十五年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の十一の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第七条 新法第四十一条の十二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される同条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債については、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

2 旧法第四十一条の十二の規定は、昭和五十八年十二月三十一日以前に発行された同条に規定する割引債については、なおその効力を有する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二十条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第九条 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(産業転換設備等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 旧法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条

並びに法人税法第六十七条」とあるのは、「前条並びに昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項並びに法人税法第六十七条」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第七項中「又は租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号。以下

「昭和五十六年改正法」という)附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」と、「及び租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「及び昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の三、第四十二条の四、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは「並びに次条第二項及び第三項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」と、新法第四十二条の四第二項中「及び前条」とあるのは「前条及び昭和五十六年改正法附則第十条第一項」と、「法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額(昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項の規定により当該事業年度の所得に

対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む)、第六十五条の七第七項(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む)及び第六十七条の四第六項中「第五十二条の三第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日前に同項に

規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

この場合において、新法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「四分の一」と、「百分の十」とあるのは「八分の一」とする。

4 新法第四十六条第一項（車両及び運搬具に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額並びに石油備蓄法の一部を改正する法律の施行の日において有する同項に規定する石油ガス貯蔵施設の同日以後に終了する事業年度に係る償却限度額及び同日以後に取得又は建設をする当該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十二条 新法第五十六条の七第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中

「二十八万八千円」とあるのは、「三十一万二千円」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の経過措置）

第十三条 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において新法第四十二条の三又は第四十二条の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

2 附則第十条第一項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第六項第二号中「とする。」とあるのは「とし、昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは、前条及び第六十三条」とする。」とする。

3 新法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定は、法人が昭和五十六年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五条の十の規定は、法人が農住組合法の施行の日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十七条の二の規定は、同条第一項に規定する医療法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、旧法第六十七条の二第一項に規定する医療法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第十五条 旧法第六十七条の三第一項に規定する農業生産法人が、その飼育した同項に規定する

肉用牛を同項の市場において、又はその飼育した同項に規定する乳用雄牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して、施行日前に売却した場合における法人税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第七十二条及び第七十三条の規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧法第七十二条又は第七十三条に規定する家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四条の二の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条の三の規定は、施行日以後に新築する同条に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築した旧法第七十四条の三に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出賃を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出賃を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税

については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者に対し貸し付けした同条に規定する賃権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出賃を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出賃を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十七条 昭和五十六年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項までに定めのあるものを除き、なお従前の例による。

2 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出されたもので、物品税法（昭和三十一年法律第四十八号）第十七条第三項（同法第九十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限り。）について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物

品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出され、又は

保税地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条にお	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条にお

特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

て準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百十二号）第二条

4 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の各号に掲げるもので昭和五十六年五月一日前に購入され、又は引き取られたものについて、同日以後に当該各号に定める法律の規定に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた物品 同法第二十二條第六項本文（同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

5 新法第八十八条の三に規定する物品を、昭和五十六年五月一日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所であつた場合には、その合計数量）が十個以上であると

きは、当該物品については、その者が当該物品

の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の二・五の税率により物品税を課する。

6 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、昭和五十六年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

7 第五項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五十六年五月一日から起算して一月以内、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 第五項に規定する物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八條第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第五項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物

品税額から控除し、又はその者に還付する。

9 昭和五十六年五月一日前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる物品税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の第二項」を「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号。以下「昭和五十六年改正法」という。)附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の第二項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十六年新法」という。)第十條の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。)附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について、なお従前の例による。

税特別措置法第四十二條の四に、「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四第一項」を「又は昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第一項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年新法第四十二條の三及び第四十二條の四の規定の適用については、昭和五十六年新法第四十二條の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは「並びに次条第二項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項」と、昭和五十六年新法第四十二條の四第二項中「及び前条」とあるのは「前条及び昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。)附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について、なお従前の例による。

定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四十一條の十二第一項から第三項まで」を「第四十一條の十二第一項及び第二項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付の特例)

第三條の二 租税特別措置法第四十一條の十二に規定する割引債の発行者は、租税条約の規定により当該割引債の償還差益に対する所得税が軽減され、又は免除される相手国の居住者に対し、当該償還差益の支払をする場合には、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同条第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條第一項及び第三條の二の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第四十一條の十二に規定する割引債(当該割引債に該当する国債については、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限る。)について適用する。

2 前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條第一項の規定は、昭和五十八年十二月三十一日以前に発行された旧法第四十一條の十二に規定する割引債については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一條の十二第一項」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一條の十二第一項」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)

第二十二條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「第四條の二第二項の表所得税法第十條第六項の項の下欄に掲げる金額を」第四條の二第六項に規定する金額」に改める。

参議院事務局

昭和五十六年四月八日印刷

昭和五十六年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D